

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「弁護士法人」の下に「若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）」を、「又は」の下に「弁護士法人、外国法事務弁護士法人若しくは共同法人の」を加える。

附則

第二十七条第三項の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。